

瑞浪市訪問型サービス（独自）サービスコード表

「R3.4.1から実施」

サービスコード	項目	サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位
A2	1111	訪問型独自サービスⅠ	イ 訪問型サービス費（独自） 事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービスⅠ日割	イ 訪問型サービス費（独自） 事業対象者・要支援1・2 （週1回程度）	39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービスⅡ	ロ 訪問型サービス費（独自） 事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）	2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービスⅡ日割	ロ 訪問型サービス費（独自） 事業対象者・要支援1・2 （週2回程度）	77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービスⅢ	ハ 訪問型サービス費（独自） 要支援2 （週2回を超える程度）	3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービスⅢ日割	ハ 訪問型サービス費（独自） 要支援2 （週2回を超える程度）	123	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10%減算	1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割	特別地域加算	所定単位数の 15%加算	1日につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10%加算	1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	1日につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	二 初回加算	200単位加算	200
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ホ 生活機能向上連携加算 (1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ	ホ 生活機能向上連携加算 (2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ハ 介護職員処遇改善加算 (1)介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の137/1000 加算	1月につき
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の100/1000 加算	
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ	(3)介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 55/1000 加算	
A2	6273	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ	(4)介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (3) で算定した単位数の 90% 加算		
A2	6275	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ	(5)介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (3) で算定した単位数の 80% 加算		
A2	6278	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	ト 介護職員等特定処遇改善加算 (1)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の63/1000 加算	1月につき
A2	6279	訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ	(2)介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の42/1000 加算	
A2	8310	訪問型独自サービス令和3年9月30日までの上乗せ分	新型コロナウイルス感染症への対応	所定単位数の1/1000	

変更箇所
新設箇所